

Q & A

院長に就任する際の留意点は？

Q. 診療所を経営している友人に頼まれて院長に就任することになりました。院長に就任することで負う義務など留意すべきことがあれば、教えてください。

A.

1. 「院長」と「管理者」、「開設者」について

「院長」は法律上の用語ではありません。医療法は、医業をなす病院や診療所の開設者は医師にその病院や診療所を管理させなければならないと定めており（医療法 10 条）、一般的にこの「管理者」のことを院長と呼んでいます。また、医療機関の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除いて開設者は管理者になる必要があるため（医療法 12 条 1 項）、法人化していない病院や診療所の院長はその医療機関の開設者でもあることが通常です。

2. 医療法に基づく管理者の義務

管理者の義務は、医療法、同施行令および同施行規則に定められており、多岐にわたります。例えば、管理者は、医療の安全を確保するための指針の策定、医療安全管理委員会の設置、従業者に対する研修の実施、事故報告等の改善のための方策整備、院内感染対策、医薬品の安全管理、医療機器の安全管理等、医療の安全を確保するための措置を講じる義務（医療法 6 条の 12、同施行規則 1 条の 11）や医療事故が発生した場合に医療事故調査・支援センターへの報告、調査等を行う義務（医療法 6 条の 10、11）を負っています。

これら医療法に定める責務を果たせるよう、管理者は、勤務医師や他のスタッフを監督するとともに、医療機関の管理および運営について必要な注意をしなければならないとされています（医療法 15 条）。

3. 契約上の義務や損害賠償義務

また、病院や診療所が締結する契約は院長名義で行われることが多いため、多くの場合で院長は病院や診療所の契約上の義務を負うことに留意が必要です。

特に法人化していない病院や診療所では、前述のとおり院長は開設者かつ管理者であることが通常です。そして、病院や診療所の開設届を提出する際には、開設者が病院や診療所とし

て使用する不動産の所有者が賃借人でなければならないため、院長が土地建物の売買契約や賃貸借契約上の義務を負うこととなります。高額かつ長期のリース料を支払う義務が発生しがちな医療機器等のリース契約についても院長名義で契約がなされるのが通常であり、この場合、院長が契約上の義務を負うこととなります。勤務医や従業員といったスタッフとの間の雇用契約も院長との間で締結されることになり、院長は賃金を支払う義務やスタッフの安全に配慮すべき義務などの労働法に関する義務を負うことにもなります。

そして、法人化していない病院や診療所では、院長がスタッフの雇用主（使用者）になることから、スタッフが事業の執行について第三者に損害を加えた場合は、使用者として損害を賠償する義務（使用者責任）を負うこととなります（民法 715 条 1 項）。例えば、往診のためスタッフが往診車で移動中に交通事故を起こしてしまった場合、院長は使用者として交通事故被害者に対する損害賠償義務を負うこととなります。

4. 医療法人が運営する医療機関の管理者が負う義務

これに対し、法人化がなされていて、医療法人が運営する病院や診療所の院長（管理者）になる場合は、法人が契約上の義務や使用者責任を負うため、院長が個人としてこれらの義務や責任を負うことはありません。しかしながら、院長は法人の理事にも就任しなければならないことから（医療法 46 条の 5 第 6 項）、理事としての職務・義務を果たさなければなりません。

5. 「名義貸し」の危険性

以上で見てきたような、院長が開設者、管理者および理事として負う義務は、「書類上これらの職に就いているだけ」という名目的なものであっても免れることができないことに注意が必要です。

行政上、これらの役職への「名義貸し」は認められていません。例えば、厚生労働省の「医療法人運営管理指導要綱」では、理事について「実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でない」と記されています。保険医の「名義貸し」は、療養担当規則に違反するとされており¹⁾、保険医取消の上、行政上の措置として戒告や注意がなされます。

また、契約上の義務については、友人から「名前だけ貸してくれ」と診療所の院長になった場合、診療所の経営が上手くいっている間は問題が表面化することはないかもしれませんが、経営が上手くいかなくなると診療所の債権者から院長であるあなたが義務の履行を求められ

ることになるので注意が必要です。

【参考文献】

- 1) 「疑義解釈について（回答）」（平成 14 年 4 月 9 日 保医発第 0409001 号）

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [泌尿器科クリニックを開業するためには***](#)
- ・ [医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院 理事長 仲井培雄先生 2025 年, 2040 年の社会を見据えて医療を考える**](#)
- ・ [\[Q\] 働き方改革と医療機関の組織改革***](#)
- ・ [病院を治す医者になる - 医師が MBA を取るということ -**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。